

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

2024年11月 20 日

東京都千代田区紀尾井町3番12号

株式会社ココペリ

代表取締役 近藤 繁

東京都墨田区石原 2—21—1

株式会社フローリー

代表取締役 大須賀 清隆

株式会社ココペリ(以下「吸収分割会社」といいます。)と株式会社フローリー(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、両当事者間で締結した2024年8月14日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2024年11月1日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、吸収分割会社のFLOW事業(以下「本件事業」といいます。)に関する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法(以下、単に「法」といいます。)第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割会社において法第784条第2項に定める簡易分割となります。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2024年11月1日

### 2. 吸収分割会社における法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

#### (1) 法第785条の規定による手続の経過

本件分割は、法第784条第3項の規定する場合(簡易吸収分割)に該当し、第785条第1項第2号及び同条第3項ただし書の規定により、同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っておりません。

#### (2) 法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、法第787条第1項第2号イ及びロに該当する新株予約権を発行していないなかったため、法第787条の規定による手続は行っておりません。

(3) 法第789条の規定による手続の経過

吸收分割会社は、法第789条2項及び3項の規定に従い、2024年8月30日付官報及び同日付にて定款所定の吸收分割会社のWebページにおいて、本件分割に対する異議申述公告を行いましたが、申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 吸收分割承継会社における法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 法第797条の規定による手続の経過

吸收分割承継会社は、法第797条第4項第2号に規定する場合に該当することから、同項柱書に規定する公告を行いました。

(2) 法第799条の規定による手続の経過

吸收分割承継会社は、法第799条第1項第2号に規定する、異議を述べることができる債権者が存在しないことから、同条第2項の公告及び催告を行いませんでした。

4. 吸收分割により吸收分割承継会社が吸收分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸收分割承継会社は、本件分割の効力発生日である2024年11月1日をもって、吸收分割会社から、本件契約に従い、吸收分割会社の本件承継権利義務につき、本件事業に係る資産及び負債並びに契約上の権利義務及びその地位を承継しました。また、本件分割に際して、吸收分割承継会社が、吸收分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継した資産の額：金0円

承継した負債の額：金 638 万円

5. 法第923条の変更の登記(吸收分割の登記)をした日

(1) 吸收分割承継会社

2024年11月 1 日

(2) 吸收分割会社

2024年11月 11 日

6. その他吸收分割に関する重要な事項

(1) 本件分割の対価

吸收分割会社は、吸收分割承継会社より、本件契約に規定する本件分割の対価を、2024年11月1日に受領しております。

(2) 吸收分割承継会社における資本金及び資本準備金の変動

本件分割によって吸收分割承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動しておりません。

以上